

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第7条」に改める。

第2条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「提出等の」を「確保計画の提出等の」に改め、同条第4号中「省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する」を「非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が」に、「の非住宅建築物又は複合建築物に係る提出等」を「であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	93,000円
----------------	---------

第2条第4号の表中「247,000円」を「118,000円」に、「323,000円」を「155,000円」に、「460,000円」を「250,000円」に、「566,000円」を「326,000円」に、「669,000円」を「392,000円」に、「763,000円」を「459,000円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号中「省令第1

条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する」を「非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が」に、「の非住宅建築物又は複合建築物に係る提出等」を「であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	241,000円
----------------	----------

第2条第3号の表中「97,000円」を「302,000円」に、「129,000円」を「389,000円」に、「208,000円」を「554,000円」に、「271,000円」を「682,000円」に、「325,000円」を「806,000円」に、「381,000円」を「920,000円」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号中「省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する工場等に係る提出等」を「非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が工場等であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	22,000円
----------------	---------

第2条第2号の表中「28,000円」を「30,000円」に、「39,000円」を「41,000円」に、「90,000円」を「102,000円」に、「133,000円」を「153,000円」に、「164,000円」を「189,000円」に、「202,000円」を「234,000円」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する」および「（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）」を削り、「同項」を「基準省令第1条第2項」に、「）と」を

「) および」に改め、「又は複合建築物」を削り、「であるもの（以下「工場等」という。）に係る提出等」を「（以下「工場等」という。）であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	26,000円
----------------	---------

第2条第1号の表中「24,000円」を「34,000円」に、「34,000円」を「47,000円」に、「84,000円」を「109,000円」に、「127,000円」を「160,000円」に、「157,000円」を「198,000円」に、「194,000円」を「244,000円」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る確保計画の提出等 確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合することについて、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては29,000円、市長が認める方法のみにより行われる場合にあっては20,000円
- (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行

われる場合にあつては、共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	74,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	123,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	208,000円
5,000平方メートル以上の場合	298,000円

- (3) 共同住宅等に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	55,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円
5,000平方メートル以上の場合	231,000円

- (4) 共同住宅等に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法のみにより行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて

市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	36,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	62,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	110,000円
5,000平方メートル以上の場合	166,000円

第2条に次の1号を加える。

- (9) 複合建築物に係る確保計画の提出等 確保計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積（確保計画に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および確保計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

第3条中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「提出等」を「確保計画の提出等」に改める。

第4条中「第11条」を「第13条」に改める。

第5条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「（非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。）」および「29,000円（」を削り、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「ついで」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつては29,000円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「16,000円」を「20,000円」に改め、「同項各号」の次に「（法第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、

「5,000円）」を「6,000円」に改め、同項第2号中「共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）」を「共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）」に、「次号に掲げるものを除く」を「向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る」に、「延べ面積（当該」を「床面積（」に、「法第35条第1項第1号」を「同号」に改め、「（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）」を削り、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「56,000円」を「74,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「93,000円」を「123,000円」に、「17,000円」を「22,000円」に、「157,000円」を「208,000円」に、「36,000円」を「48,000円」に、「224,000円」を「298,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に改め、同項第6号中「向上計画認定申請」の次に「（第2号から前号までに掲げるものを除く。）」を加え、「共同住宅等の部分」を「住宅部分」に、「又は第3号の表」を「、第3号の表又は第4号の表」に、「延べ面積」を「床面積」に改め、「当該」を削り、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第4号の表」を「第5号の表、第6号の表、第7号の表」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「省令第10条第1号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適合する」を削り、「非住宅建築物」の次に「又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であって、その非住宅部分の用途が工場等であるもの」を、「向上計画認定申請」の次に「（基準省令第10条第1号ロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、「次の」を「向上計画に係る次の」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「182,000円」を「22,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「247,000円」を「30,000円」に、「15,000円」を「18,000円」に、「292,000円」を「41,000円」に、「22,000円」を「29,000円」に、「417,000円」を「102,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に、「513,000円」を「153,000円」に、「101,000円」を「135,000円」に、「606,000円」を「189,000円」に、「128,000円」を「170,000円」に、

「691,000円」を「234,000円」に、「159,000円」を「212,000円」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (7) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	241,000円（適合証を提出する場合 にあつては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方 メートル未満の場合	302,000円（適合証を提出する場合 にあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満の場合	389,000円（適合証を提出する場合 にあつては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満の場合	554,000円（適合証を提出する場合 にあつては、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満の場合	682,000円（適合証を提出する場合 にあつては、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満の場合	806,000円（適合証を提出する場合 にあつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	920,000円（適合証を提出する場合 にあつては、212,000円）

- (8) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額

300平方メートル未満の場合	93,000円（適合証を提出する場合 にあつては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方 メートル未満の場合	118,000円（適合証を提出する場合 にあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満の場合	155,000円（適合証を提出する場合 にあつては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満の場合	250,000円（適合証を提出する場合 にあつては、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満の場合	326,000円（適合証を提出する場合 にあつては、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満の場合	392,000円（適合証を提出する場合 にあつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	459,000円（適合証を提出する場合 にあつては、212,000円）

第5条第1項第4号中「省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合する」を削り、「非住宅建築物」の次に「又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であつて、その非住宅部分の用途が工場等であるもの」を、「向上計画認定申請」の次に「（基準省令第10条第1号ロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、「次の」を「向上計画に係る次の」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「71,000円」を「26,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「97,000円」を「34,000円」に、「15,000円」を「18,000円」に、「117,000円」を「47,000円」に、「22,000円」を「29,000円」に、「188,000円」を「109,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に、「245,000円」を「160,000円」に、「101,000円」を「135,000円」に、「295,000円」を「198,000円」に、「128,000円」を「170,000円」に、「345,000円」を「244,000円」に、「159,000円」を「212,000円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「共同住宅等」の次に「又は複合建築物（住宅部分に限る。）」を加え、「第35条第

1 項第 1 号」を「第30条第 1 項第 1 号」に、「により行われるもの」を「のみにより行われる場合」に、「延べ面積（当該」を「床面積（」に、「前号」を「同号」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「28,000円」を「36,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「47,000円」を「62,000円」に、「17,000円」を「22,000円」に、「83,000円」を「110,000円」に、「36,000円」を「48,000円」に、「125,000円」を「166,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）の向上計画認定申請（向上計画が法第30条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	55,000円（適合証を提出する場合にあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円（適合証を提出する場合にあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円（適合証を提出する場合にあつては、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	231,000円（適合証を提出する場合にあつては、85,000円）

第 5 条第 2 項中「第34条第 3 項」を「第29条第 3 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「第36条第 1 項」を「第31条第 1 項」に改める。

第 7 条を削る。

第 8 条第 1 項中「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に、「第 6 条の」を「前条の」に、「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改め、同

条第2項中「であつて、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるとき」を削り、「および第6条」を「および前条」に、「を同法」を「を建築基準法」に改め、同条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。